

サイバー犯罪に対する国際捜査-キム・ドットコム事件を題材に

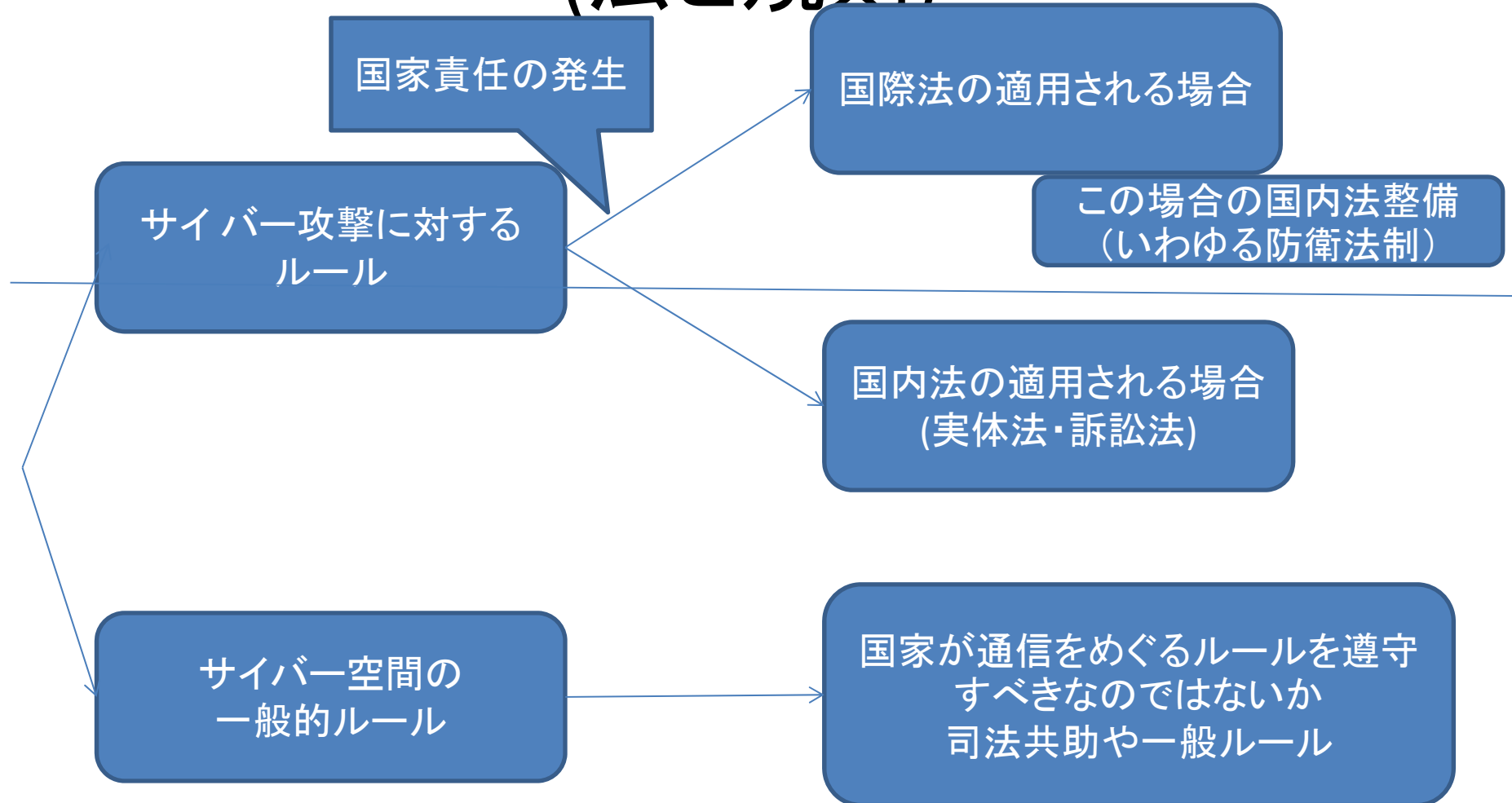
International Investigation against Cyber
Crime: Case Study on Kim Dotcom Case

高橋郁夫 弁護士-BLT法律事務所

有本真由 弁護士-小川綜合法律事務所



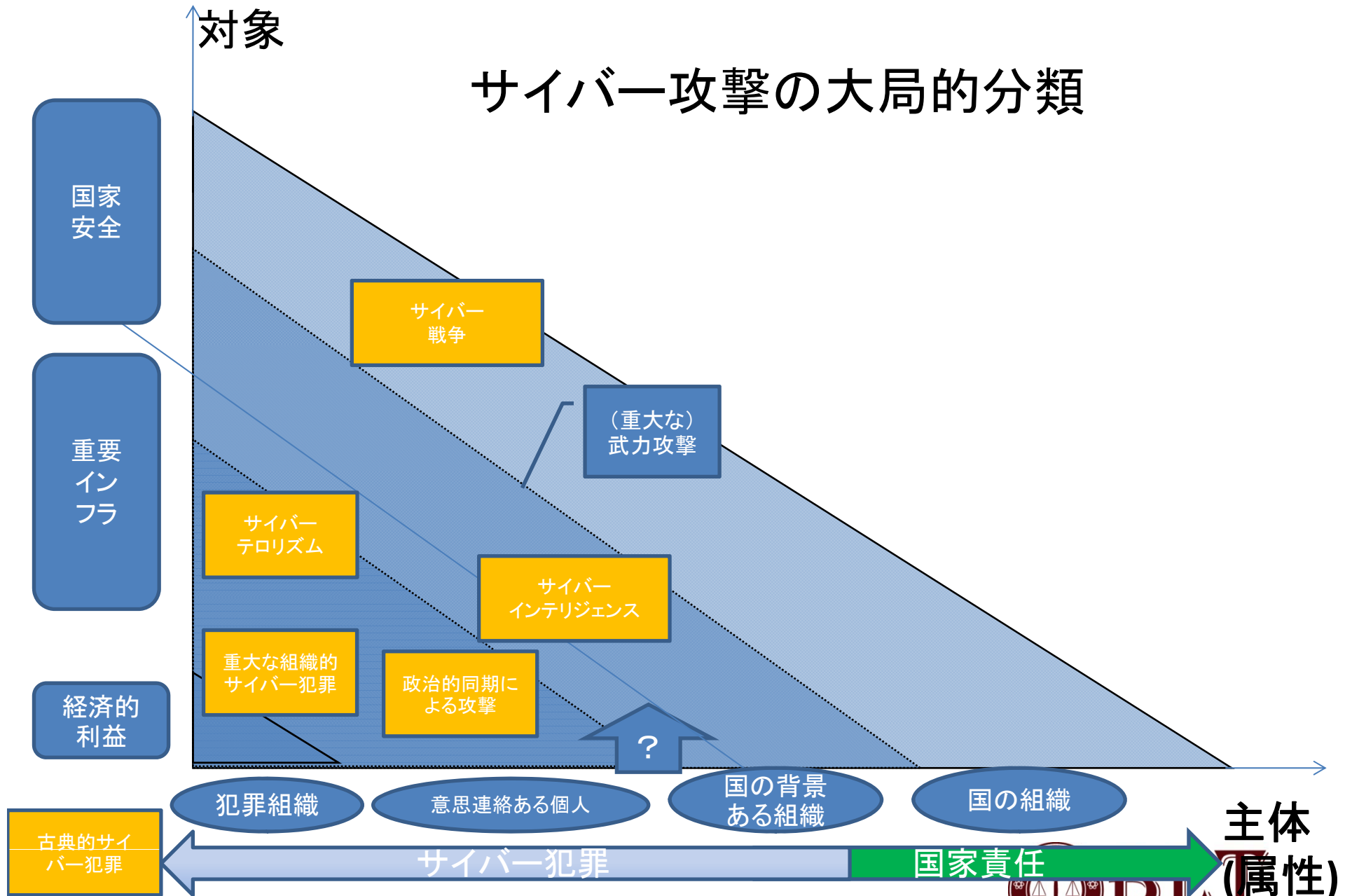
サイバー空間の国際ルール (法と規則)



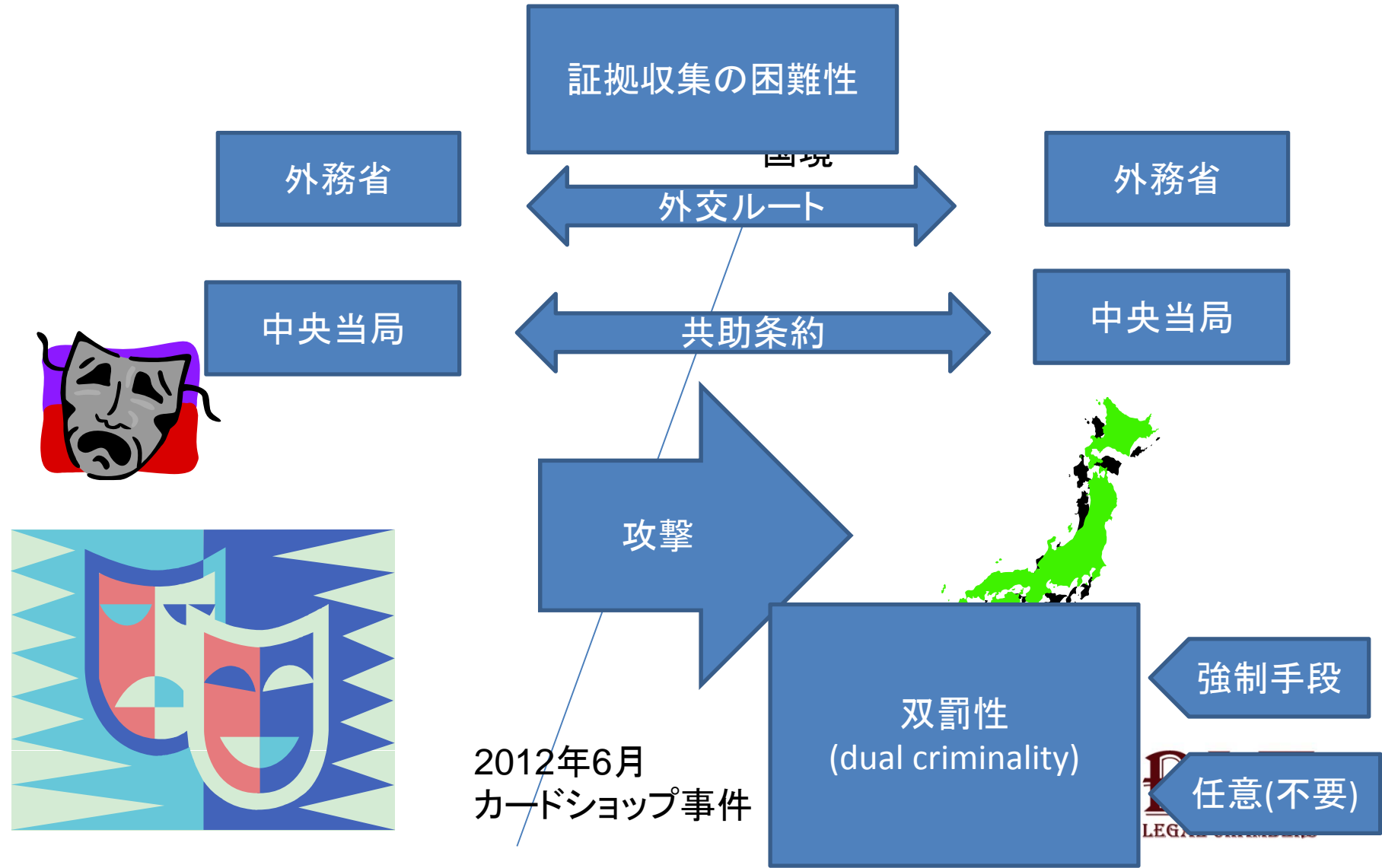
国際ルールの法的な分類

種別	主な領域	主たる論点
国際法	武力紛争法	「武力攻撃」、対抗措置、サイバーインテリジェンス
	国際電気通信に関する条約等	ITU憲章、ITU条約
国内法	刑事法・刑事手続法	サイバー犯罪条約をはじめとする実定法・手続法に関する問題
	電気通信法	通信データに関する規定、通信内容と国家

サイバー攻撃の大局的分類



国内法的な問題について 手続法について



キムドットコム事件

- タイムライン
 - メガアップロードとは
 - 大陪審起訴
 - FBIによる捜索・差押え・逮捕
 - 保釈申請
 - 逃亡犯人引渡請求
 - FBIでの分析
 - 押収違法との判決

キム・ドットコム事件

- Megauploadというファイル共有の仕組みをつくった会社(香港 本店)の関係者が、米国の著作権法・RICO法違反で、大陪審起訴をされ、居住地のニュージーランドで、逮捕・自宅に対する捜索・押収がなされた。
- 現在、犯罪人引き渡しをめぐる手続において、捜索・押収をめぐる手続が争われている。
- 時系列 をまとめたもの
 - <http://www.listener.co.nz/commentary/the-internaut/kim-dotcom-megaupload-new-zealand-timeline/>

キム・ドットコムって誰

- Kim Dotcom
 - 本の名前 キム・シュミッツ (英語: Kim Schmitz)
 - フィンランドおよびドイツの市民(パスポートを3つの名前)
 - 香港にも資産



キム・ドットコム你的生活-住居編



キム・ドットコム你的生活-レジャー



キム・ドットコム你的生活-美女編



キム・ドットコム你的生活

- ベンツは14台
 - OLICE、MAFIA、STONED(ラリってる)、HACKER、GUILTY等々しょうもないカスタム字のナンバープレート
- 2010年製マセラティ、2008年製ロールスロイス、1989年製ランボルギーニ
- ジェットスキー
- DELLサーバー60台など
- サムスン製83インチTVは1台じゃ足りなくて3台、シャープ製108インチTVも2台

大陪審起訴 (indictment)

- バージニア州アレキサンドリアの大陪審
- Kim Dotcom, Megaupload limited(“MUL”)ほか合計9名
- 5つの訴因 (counts)
 - 「ラケッティアリング活動の共謀」
 - 「著作権侵害の共謀」
 - 「マネーロンダリングの共謀」
 - 「著作物を商業的配布ネットワークに配布した刑事的著作権侵害およびその教唆・幫助」
 - 「電子的手段による刑事的著作権侵害およびその教唆・幫助」

キム・ドットコムって (起訴状の記載)

- 創設者
 - MEGAUPLOAD LIMITED (“MUL”)
 - Megamedia Limited (“MMG”)
- 重要な役割
 - MULのCEO(2011年8月14日まで)
 - MUL’sの Chief Innovation Officer(起訴時)
- 9名によるMega Conspiracyを構築し、ネットワークインフラを創出
- VESTOR LIMITED とKingdom International Ventures Limitedの唯一の株主

Megaupload

- 有限責任会社
 - 香港に本店
 - ww.megaupload.comのアドレス
 - オンラインストレージサービス
- Megaupload.com は、13番目の人気
 - 1億8000万の登録ユーザー
 - 5000万アクセス
 - インターネットの4パーセントのトラフィック
- 収益
 - プレミアム登録料(高速の通信を利用できる)1億5000万ドル
 - オンライン広告(2500万ドル)

Megauploadの関連サイト

- 関連サイト(著作物のアップロードや公開)
 - Megavideo.com
 - Megaclick.com
 - Megaporn.comなど
- 主張
 - 米国においては、DMCAに準拠(実際は×)
 - 不正使用防止ツールを用いて(×)
- 警告
- 39の映画ファイル(2010年6月24日)
- 36の映画が依然として(2011年11月18日)

司法共助の手続

- 2012年1月11日
 - 米国中央当局が、ニュージーランド司法長官に協力を要請
 - 応じた
- 同17日
 - 司法長官補(Deputy Solicitor-General)が、警察に対して捜索・押収令状の申出を許可。
 - 令状が発令された。

逮捕

- 2012年1月20日

– 映像で

<http://www.guardian.co.uk/technology/video/2012/aug/08/kim-dotcom-raid-police-mansion-video>

- ニュージーランドでも有数の家
- ヘリコプターがドットコム邸宅の上空を制圧
- 地上部隊が、ゲートをあけ
- 特別戦略グループのメンバーが武装し、メインのドアにむけて走った。

Megaupload ドメイン差押え



This domain name associated with the website Megaupload.com has been seized pursuant to an order issued by a U.S. District Court.

A federal grand jury has indicted several individuals and entities allegedly involved in the operation of Megaupload.com and related websites charging them with the following federal crimes:

Conspiracy to Commit Racketeering (18 U.S.C. § 1962(d)), Conspiracy to Commit Copyright Infringement (18 U.S.C. § 371), Conspiracy to Commit Money Laundering (18 U.S.C. § 1956(h)), and Criminal Copyright Infringement (18 U.S.C. §§ 2, 2319; 17 U.S.C. § 506).

保釈申請

- 保釈申請が拒否(1月25日)
 - ヘリコプターやプライベートジェットを利用して、逃亡することが可能
 - ドイツでは、犯罪引き渡しの適用がされない(?)
- 保釈許可(2月21日)
 - ただし、条件つき
 - ネットの利用禁止の条件
 - 常駐を命じられたコーツヴィルから80km以上の移動とヘリコプターの利用が禁止

逃亡犯人引き渡し請求

- 米国は、キムドットコム of 犯罪人引き渡し(3月5日)
 - これについての審理が来年3月に行われる予定
- おとなしく引き渡される事件ではない
 - キムドットコムなどが、令状に対する司法審査を求めた

証拠の押収が違法であるという判決

- 判決の項目
 - 「序」
 - 「令状は無効か」
 - 「警察は、捜索令状の範囲をこえた物を押収したのか」
 - 「デジタルファイルをFBIに送るのは、違法か」
 - 「まとめ」
 - 「救済」

「令状は無効か」

- 「事実関係(令状の執行にいたる経緯)」

- ニューージーランドで審査をなしうるよ

- 米国法の記載がきわめて大雑把(合衆国法典 18巻 371条のような書き方)

- 犯罪が特定されていないのに関連し、不十分である、また、無関係のものの押収を認めてしまい無効である

- 有効であれば、条件も付しうるのであろうが、そもそも無効であって意味がない

「警察は、捜索令状の範囲をこえた物を押収したのか」

- 44条(1)の叙述の範囲外を許可しているのもとして無効
- もし、令状が有効だったとしても、それにもかかわらず、許容される範囲を超えたことは明らかである
 - 物を峻別する手段をほとんどとらず
 - コンピュータについては、そのまま押収した

「デジタルファイルをFBIに送るのは、違法か」

- 最初の弁論期日において、ハードディスクのイメージが、米国に送付されたという事実が明らかになった
 - 警察長官の指示(2月16日)違反？
 - 「49条(刑事司法共助法)は、押収物の保管と処理についての規定が物理的な保管に限られるのか」
 - 「原告は、ハードドライブのイメージをFBIに送付することに同意していたか」
 - 「司法長官は送付に同意していたか」

控訴担当局は

- 控訴するとの報道(7月31日)
- ハイ・コートにおいて、証拠開示についてのヒアリングが行われている(2012年8月7日から)
 - 警察官は、捜索・差押えの経緯などを証言
 - ボディガードによる抵抗の危険性
 - ドットコムは、パンチされたと訴えている
- ちなみに地裁の犯罪人引き渡しの担当判事(Judge David Harvey)が、事件を回避(7月18日)
 - 著作権シンポジウムで「米国は、敵」と発言したため



我が国での問題

- 実体法的な問題点
 - 著作権法の属地主義と刑事罰
- 手続法的な問題点
 - RICO法の実体法と共罰性
 - デジタルデータにおける秘匿特権や無関係データの保護
 - 要請国への送付の実務
 - 異議のある場合の取り扱い方